



初回産科受診料を助成します

和木町では、令和6年度より下記の対象者につきまして、初回産科受診料の助成を開始します。該当する方は、必要書類をそろえて保健相談センターに申請してください。

以下の①、②の両方にあてはまる方

①妊娠判定のために産科医療機関を受診した日に和木町に
住民登録がある方

②住民税非課税世帯もしくは生活保護世帯の方

対象者

※受診医療機関等の関係機関と町が必要に応じて、支援に必要な情報を共有
することに同意が必要です。

※事業の審査に必要な世帯の住民税課税状況について、町が確認を行うこと
について、世帯員の了承を得てください。

上限額 10,000 円

助成額

※初回産科受診時、窓口で支払った自己負担額を助成

※受診料が上限額を下回る場合は、実際にかかった費用を助成

※1回の妊娠につき1回限り

※1年度につき2回まで

※妊婦健診の費用は対象外

初回産科受診後、下記の書類をそろえて保健相談センターに申請して
ください。（初回受診から1年以内）

申請方法

- ・和木町初回産科受診料助成申請書兼請求書
- ・受診医療機関の領収書及び明細書
- ・申請者名義の振込口座の口座番号がわかるもの

お問い合わせ先

和木町保健相談センター ☎(0827)52-7290